# 議案第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により 別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、 その承認を求める。

### 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成31年佐倉市条例第 12号)の制定

令和元年5月16日提出

佐倉市長 西田 三十五

専決第25号

### 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の 規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

### 1 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

### 2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明 らかであると認められるため

平成31年3月31日

佐倉市長 蕨 和 雄

# 佐倉市条例第12号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険税条例(昭和34年佐倉市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、平成31年 度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国 民健康保険税については、なお従前の例による。